

令和7年度みやぎフレイル予防普及啓発事業実施業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度みやぎフレイル予防普及啓発事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託業務の目的・趣旨

県民に対し「自立支援」「介護予防」「フレイル予防」の正しい知識と理解に係る啓発及び市町村が実施する介護予防事業の後方支援を行うことにより、高齢者の健康及び社会参加の促進を図っている。

高齢者が、フレイル（虚弱）、プレフレイル（フレイルの前駆状態）になることを予防するため、各市町村で広報誌及びホームページ、SNS等により広報・周知を行っているところであるが、より効果的な介護予防を推進するために、県民に対して普及啓発を図ることが必要である。

このため、高齢者やその家族等に広く広報・周知することにより、フレイル予防、プレフレイル予防について、正しい知識と理解を広め、自ら予防に取り組むことができるよう普及啓発を図るもの。

4 委託業務内容等

フレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する普及啓発を目的に、現実的なスケジュールかつ十分な人員体制を確保し、次のことを実施する。

(1) フレイル予防の理解促進のためのイベント等の実施

フレイル予備群、該当者にあたる高年期（65歳以上）の方やその子ども世代などに対し、フレイル予防及びプレフレイル予防に関する正しい理解を促すとともに、フレイル・プレフレイルの具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるためのイベント等を実施すること。

なお、イベント等の開催については「4 委託業務内容等（2）」での情報発信にて積極的にかつ効果的に周知をおこなうこと。

(2) 認知向上・意識定着のための情報発信

マスメディア、ソーシャルメディア等を活用し、主に以下の①～③を対象にフレイル予防及びプレフレイル予防、社会参加促進に関する肯定的なイメージを持たせるための露出を行うこと。

①フレイル予備群、該当者にあたる高年期（65歳以上）の方

②①を親とする子ども世代

③フレイル予防等に興味・関心が薄い一般県民

なお、活用媒体、情報発信の期間及び回数等は、上記①～③の各対象において、訴求効果が高くなるように提案すること。

(3) フレイル予防普及啓発のためのショート動画作成

楽天モバイルパーク宮城「宮城コマーシャルタイム」その他映像広報用の動画データを作成すること。

ア 入稿素材 15秒CM2本程度又は30秒CM動画1本程度

イ 入稿サイズ W1,920×H1,080（16：9）

ウ データ形式 ①HD-CAM ②MP4データ

エ 入稿方法 ①HD-CAM ②電子メール、CD-R、DVD-R

オ 入稿期限 令和7年11月30日まで

5 業務の基本方針

- (1) 業務目的を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。
- (2) 業務の目的に沿った業務実施の方向性を設定すること。
- (3) 業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

- (1) 提出形式：電子媒体 1 部 紙媒体 1 部
- (2) 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

7 契約に関する条件等

- (1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は原則、発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

- (2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

- (4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

- (1) イベントの実施については、無料で行うものとする。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。